

国民健康保険システム標準化検討会

第1回検討会 議事概要

【日時】 令和3年10月26日（火） 13:30～15:00

【場所】 オンライン会議

【出席者（敬称略）】

（座長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

（構成員）

菅原 祐二 北海道保健福祉部健康安全局国保医療課 主査

水谷 修 仙台市健康福祉局保険年金課長

野沢 努 宇都宮市保健福祉部保険年金課長

市川 雄太 船橋市健康福祉局健康・高齢部国保年金課 主事

伊藤 廣昭 中野区区民部保険医療課長

東 利郎 都城市健康部保険年金課長

日名子 大輔 株式会社 RKKCS 企画開発本部企画開発部 部長

渡邊 毅 株式会社 TKC 国民健康保険システム技術部 技術部長

小林 大士 株式会社電算 ソリューション2部 主任

石田 淳一 株式会社両備システムズ 公共ソリューションカンパニー  
国保ビジネス推進部 課長

城戸 浩二 行政システム九州株式会社 ソリューションビジネス推進部 部長

岩田 孝一 日本電気株式会社 公共システム開発本部 部長

広田 和治 日本電子計算株式会社 公共事業部事業企画部 企画担当

大村 周久 富士通 Japan 株式会社 住民情報ソリューション事業部  
第一ソリューション部 部長

（オブザーバー）

丸尾 豊 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム  
基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐

伊藤 豪一 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム  
基盤チーム プロジェクトマネージャー

前田 みゆき デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム  
基盤チーム プロジェクトマネージャー

羽田 翔 総務省自治行政局デジタル基盤推進室 理事官

森田 博通 厚生労働省保険局国民健康保険課長

寺本 勝敏 厚生労働省保険局国民健康保険課 国民健康保険保険者

システム調整専門官

藤原 翔馬 厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係  
森 貴宏 厚生労働省保険局国民健康保険課  
島添 悟亨 厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐

#### 【次第】

1. 開会
2. 国民健康保険課長挨拶
3. 開催要綱説明
4. 標準仕様書公開に向けた対応について
5. 事務局からの連絡事項について
6. 閉会

#### 【配布資料】

- 国民健康保険システム標準化検討会開催要綱
- 00\_会議次第
- 01\_【資料 No.1】国民健康保険システムの標準仕様書公開に向けた対応について
- 02\_【資料 No.2】国民健康保険システムの標準仕様書公開に係るマスタスケジュール
- 03\_【資料 No.3】事務局からの連絡事項
- 04\_【資料 No.4】第1回たたき台サンプル（資格管理）
  - （別紙1）国民健康保険システム\_業務フロー
  - （別紙2）国民健康保険システム\_機能・帳票要件
  - （別紙3）国民健康保険システム\_帳票詳細要件
  - （別紙4）国民健康保険システム\_帳票レイアウト

#### 【ご意見概要】

- 令和3年3月に厚生労働省より「審査支払機能に関する改革工程表」が示されているが、今回の標準化検討への影響はあるのか。
  - 国保総合システムは、審査支払系と保険者サービス系に分かれている。「審査支払機能に関する改革工程表」は審査支払系に関する改革を示したものであり、今回の標準化検討への影響はない。ただし、保険者サービス系については、給付に関する機能など、今回の国民健康保険システムの標準化検討範囲と重複する部分があるため、今後決定する標準仕様を踏まえて議論が必要である。
- データ要件と連携要件について、現時点でどのような検討が行われているか。
  - 第1グループとして、先行して標準化検討を行っている介護保険に倣い、厚生労働省及びデジタル庁と連携して検討を進めている状況である。

- 厚生労働省におけるブロック会議にて標準システムの導入を推進することが示されたが、標準仕様書の策定後は標準システムに限らず、各ベンダが開発する標準準拠システムについても導入を推進するのか。
  - 令和7年までに全市町村が標準仕様書に準拠したシステムを導入する必要があるが、導入するシステムについては標準システム・標準準拠システムのどちらでもよい。
- 令和7年度までに導入必須の標準準拠システムについて、必ずしも標準システムである必要はない、ということか。
  - ご認識の通り、標準システムでなくても、標準仕様に準拠するシステムであれば問題ない。
- 現在、標準システムの導入時に係る費用の全額が、補助金として交付されているが、各ベンダが開発する標準準拠システムの導入時にも、同様に補助金が交付されるのか。
  - 現時点では未定。決まり次第、展開する。
- 各市町村からの報告資料について、外部帳票の扱いとし、帳票要件及び帳票レイアウトを標準仕様として定めることを検討して頂きたい。
  - WTでの議論を検討する。
- 標準仕様書のたたき台のシステム共通要件の中に、他システム連携に関する記載があるが、データ要件・連携要件については、資料 No.1 の22 ページに記載の通り今後デジタル庁から示される方針を基に議論するものであり、第1回WTにおいては議論の対象外という認識でよいのか。
  - たたき台に示している他システム連携に関する記載は、国民健康保険業務を行う上で必要な外部との連携情報の一覧を示しているもので、これについては第1回WTから議論させて頂きたい。連携情報の詳細な項目等については、デジタル庁から示される方針を待って、議論させて頂きたい。
- 4 税目（個人住民税・法人住民税・軽自動車税・固定資産税）については、税務システムとして標準仕様書が公開されているが、国民健康保険については対象外となっている。各ベンダは、国民健康保険独自の収滞納システムを開発しなければならないのか。
  - 国民健康保険独自の収滞納システムとして、標準仕様書で定める必要があると認識している。一方で、他税目と合わせて一元管理を行う収滞納システムも存在しているため、デジタル庁から示される方針を待って、検討する予定としている。
- 国民健康保険システムは、税や住基、国保総合システムなど、様々なシステムとデータの受渡しを行うシステムであることから、本検討会で検討すべき標準仕様の範囲を明確にした上で、議論して頂きたい。また、施行規則との整合性も確認して頂き、実務で使用できないシステムにならないよう、留意して頂きたい。
- 国民健康保険業務は月報や給付に関わる報告など報告事項が多いため、自治体職員の業務量も多い。標準仕様を検討する中で、報告作業をより簡潔にすることについても、可能な限り検討して頂きたい。
- たたき台の帳票レイアウトにおいて、オプションとなる項目について青文字で記載されているが、印刷時に全ページをカラー印刷しなければならないため、青文字の使用は避けて頂きたい。
- 会議資料を事前送付して頂く際、パワーポイント資料はPDFにして送付頂きたい。

以上